

目次

- 18・19歳は、ねらわれています!! ... 1面
- 若者に多い消費者トラブル 2面
- トラブル回避力テスト 2面
- 性格別 注意ポイント 2面
- 消費者教育ポスター展入賞作品発表 3面
- 消費生活センターってどんなところ? 4面
- 高齢者の方に気をつけてほしい 消費者トラブル10選 4面

「暮らしの情報いずみ」は、1984年(昭和59年)、市民が消費者として安全で豊かな消費生活を営むための情報誌として誕生しました。



18・19歳は、ねらわれています!!

消費者被害を防ぐ方法について
親子で
考えてみませんか?

2022年(令和4年)4月1日、成年となる年齢が20歳から18歳に引き下げられました。消費者トラブルに遭わないようにするために、若者の周りの家族など大人の皆さんは、若者が被害に遭いやすいトラブル事例を話題にしたり、成年になると未成年者取消権が使えなくなったりすることを積極的に声掛けしましょう。また、成年になると自らを守る知識と判断力が求められることを、繰り返し伝えてください。



成年になると、 どうしてねらわれるの?



理由 ① 親権者の同意がなくても、
高額な買物
ができる!

理由 ② 親権者の同意がなくても、
お金が借りられる!

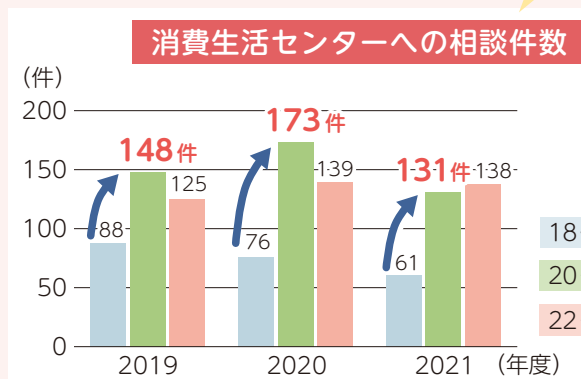
現金がなくても、クレジットカードのキャッシングや、銀行ローン、消費者金融が利用できるようになります。



2021年度までは、成人になりたての20・21歳がターゲットにされていました。

理由 ③ **未成年者取消権***
が使えなくなる!

*未成年者取消権とは、未成年者が親権者の同意を得ずに結んだ契約は、原則として取消することができるというもの。



成年年齢が引き下げられた現在は、
18・19歳
がねらわれています。

僕たち? 私たち?

若者向け特別電話相談 悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施

1~3月に、消費生活センターでは、関東甲信越地域の都県、政令指定都市などと共同で、「若者悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施します。

若者を対象とした特別電話相談を実施します。専門の相談員がお話を伺います。

日時 1月12日(木)、13日(金) 9:00~16:30

相談専用電話 ☎043-207-3000



具体的にどんな消費者トラブルに
気をつけたいのが、
次のページを見てみましょう!

